○東京藝術大学大学院映像研究科施設整備委員会要項

平成17年4月1日制 定

改正

平成19年3月28日

平成23年3月29日

平成25年6月13日 令和4年9月6日 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学大学院映像研究科施設整備委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1)大学院映像研究科(以下「研究科」という。)の建築等計画案の作成に関すること。
 - (2) 研究科の環境整備計画案の作成に関すること。
 - (3) キャンパスグランドデザイン推進室における議事で、予備的審議を必要とする事項に関すること。
 - (4) その他研究科の施設整備に関すること。

(組織・任期)

- 第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。
 - (1) 研究科長
 - (2) 研究科教授会から選出された教授又は准教授 3人
 - (3) 委員会が指名した者 若干人
- 2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前 任者の残任期間とする。

(委員長・会議)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選による。
- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くこと ができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、研究科事務部において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都 度、委員会が定める。

附則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附則

- この要項は、平成25年6月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。 附 則
- この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。 附 則
- この要項は、令和4年9月6日から施行する。